

## (別紙－１)

### 公共工事における適切な労務賃金の支払に係る 下請企業への要請等に関する実施要領

平成２５年７月１８日  
(一社)日本建設業連合会

#### (１) 適切な賃金水準での下請契約の締結

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、当該年度の公共工事設計労務単価（都道府県別）を交付するとともに、添付資料-１の「契約書・特記事項への記載様式」のとおり、一次下請との契約書・特記事項において、技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

#### (２) 適切な賃金の支払に係る下請への要請

元請は一次下請に対し、下請契約締結時に添付資料-２の「取引先企業のみなさまへ」を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう要請するとともに、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、同文書を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう順次要請することを依頼する。

#### (３) 賃金の支払状況に関する調査への協力

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、元請が行う賃金の支払状況に係る調査に応じるよう要請する。

#### (４) 社会保険等への加入の促進

元請は下請の社会保険料に係る法定福利費の全額を一次下請に支払うことを基本とする。

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう要請する。

#### (５) その他

- ① 本実施要領は、平成２５年度以降の公共工事設計労務単価が適用される公共工事に適用する。
- ② 本実施要領は、技能労働者の処遇改善の今後の進展状況や諸情勢の変化とともに、(１)～(４)の措置の有効性の検証等を踏まえ、２年後に

見直し等を行うものとする。

- ③ 本件措置は、技能労働者に対する労務賃金の改善を目的とするものであり、公共工事設計労務単価を上回る水準の労務賃金の支払いを妨げるものではない。

(本件の問合せ先)

土木本部 福田卓士 TEL 03-3552-3201 (t.fukuda@nikkenren.or.jp)

建築本部 葉石善一 TEL 03-3551-1118 (haishi@nikkenren.or.jp)

## 添付資料－ 1 契約書・特記事項への記載様式

### 下請負契約 特記事項（記載例）

工事名：〇〇〇〇〇工事

#### 1 技能労働者に支払う賃金について

- (1) 甲は、乙に対し、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成〇〇年度公共工事設計労務単価（〇〇県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うよう要請する。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
  - ①二次下請は、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成〇〇年度公共工事設計労務単価（〇〇県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うこと
  - ②二次以下の下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれ再下請企業に対し、平成〇〇年度公共工事設計労務単価（〇〇県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、順次要請すること

#### 2 賃金の支払いに関する調査について

- (1) 乙は、甲が定期的実施する賃金の支払いに関する調査（以下、労務単価調査）に応じる。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
  - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、甲が乙を通じて実施する労務単価調査に応じるよう、順次要請すること。

#### 3 社会保険等への加入について

- (1) 乙は、社会保険・労働保険（以下「社会保険等」という）に加入するものとする。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
  - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう、順次要請すること。

平成 2 5 年 月 日

取引先企業のみなさまへ

ここに会員企業名を印字  
事業所名を印字

適切な賃金の支払に関わる取り組みについて（協力要請）

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国においては、平成 2 5 年度より公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを断行するとともに、建設業団体等に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る強い要請がなされたところです。

弊社は、（一社）日本建設業連合会の決定を受けて、技能労働者等への適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底を図るため、公共工事を対象に、適切な賃金水準での下請契約の締結と社会保険等への加入の確認、指導、二次以下の再下請への協力要請、及び賃金水準の状況把握のための調査の実施について、下記の事項をすることといたしました。

取引先企業のみなさまにおかれては、その趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

謹白

記

1 適切な賃金水準での下請契約の締結及び賃金支払に係る下請への要請

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価を交付するとともに、一次下請との契約において、技能・経験年数・資格等を勘案し、平成 2 5 年度公共工事設計労務単価（基本給＋手当＋臨時給与＋実物給与 ※社会保険の個人負担分を含む）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が、一次下請を含む下請の技能労働者に支払われることを要請します。

2 賃金の支払状況を把握するための調査

元請は、一次下請を含む下請に対し、元請が行う賃金の支払状況を把握するための調査（定期的実施）に応じるよう要請します。

3 社会保険等への加入の促進

元請は、一次下請を含む下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう指導します。

以 上